

## 農地法第4条・5条申請について

基 本 事 項	
<p>◆受付期間 . . . 毎月11日から17日まで（土日祝日と重なる場合はお問合せください。） ※締切日に必要書類が揃っていない申請は受付できません。</p> <p>◆提出書類 . . . 下記記載の必要書類は、正（原本）、副（複写）の2部必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請は、申請者又は行政書士によるもの以外は受付できません。</li> <li>・農地転用できない農地もあります。事前に農業委員会に確認をしてください。</li> </ul>	
必 要 書 類	
<p>①許可申請書</p> <p>②土地登記簿謄本 . . . 法務局発行の原本。全部事項証明書。土地所有者の住所が申請書に記載されている現住所と異なる場合は、住民票又は戸籍の附票も添付。</p> <p>③位置図 . . . 5万分の1の図面に位置を示す。</p> <p>④案内図 . . . 申請地の場所がわかる図面。（ゼンリンのコピーに位置を示す。）</p> <p>⑤公 図 . . . 法務局発行の原本。隣接地の地目・面積・所有者を記入。</p> <p>⑥配置図 . . . 申請地に建物等の配置・面積・距離を示す。併せて排水計画も図示。</p> <p>⑦施設の図面 . . . 目的施設の平面図・立面図。面積・距離を記入。</p> <p>⑧資金証明 . . . 預金残高証明書・預金通帳の写し（1か月以内。）・融資証明書のいずれか。 ※申請書に総事業費の内訳（土地取得費・造成費・建築費等）及び資金調達計画（自己資金・金融機関融資の別、金額等）を明記。</p> <p>⑨同 意 等 . . . ①隣接する土地の所有者の同意（同意書の添付の必要ありません。）。 ②土地改良区及び水利組合の区域内の場合は意見書を添付。</p> <p>⑩代替地の検討 . . . 第1種・第2種農地の場合は添付。申請地以外の土地を検討した経緯や候補地を選定した理由を明記。</p> <p>⑪委 任 状 . . . 行政書士に依頼する場合は添付。</p> <p>⑫法人登記簿謄本又は法人定款 . . . 法人の場合は添付。</p> <p>⑬宅建取引免許の写し . . . 宅地建物取引業者による転用の場合は添付。</p> <p>⑭始末書（顛末書）及び現地写真 . . . 無断転用による追認申請の場合のみ必要。</p> <p style="text-align: center;"><u>※申請内容によっては、上記以外にも書類の提出を求める場合があります。</u></p>	
注 意 事 項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・他法令による許認可等が必要である場合は、先に他法令による手続きを済ませてから申請をしてください。</li> <li>・申請地に賃貸借又は使用貸借契約が締結されている場合は、申請できません。</li> <li>・一般個人住宅の転用面積については、500㎡までです。</li> <li>・賃貸借に基づく転用については、賃貸借契約書の写しを添付。</li> <li>・太陽光発電施設設置の場合の必要書類は、事前にお問合せください。</li> <li>・毎月28日頃（日程は変更になる可能性あり）に総会で審議します。審議後、県知事許可のため県へ進達し、翌月の末頃に許可が出ます。（面積によっては、翌々月の末頃。）</li> </ul> <p>農地転用許可は、申請書記載の転用事業を行う場合に限って農地を農地以外にすることを認めたものです。許可後は、速やかに申請書に記載されたとおりに工事を行ってください。</p> <p>また、農地転用許可には工事が完了するまでの間、工事の進捗状況・工事の完了を報告することの条件が付されておりますので、必ず提出をお願いします。</p>	